| 番号 | 該当箇所（章＆ページ）  審議会、パブコメ等の意見を踏まえ、変更する主な内容 | 項目 | 新（太字・下線が変更箇所） | 旧 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ① | 第2章：消費生活をめぐる現状と課題  （4）キャッシュレス化の推進等  Ｐ９ | キャッシュレス化の問題点の追記 | 決済方法や取引形態が多様化することにより、消費者の利便性が向上する一方で、**金銭価値が見えにくいため若年者等の金銭管理能力が低下したり、**情報セキュリティに関する基本的な対策や知識を十分に持たずに利用した場合の危険性が高まることが懸念されます。**また、キャッシュレス化はパスワード等個人を特定する情報の活用を前提としており、加齢等による判断力の低下により管理できない状態になる可能性も考えられます。** | 決済方法や取引形態が多様化することにより、消費者の利便性が向上する一方で、情報セキュリティに関する基本的な対策や知識を十分に持たずに利用した場合の危険性が高まることが懸念されます。 |
| ② | 第3章：消費者施策の方向性と展開  [1]重点取組1  [2]重点取組2  Ｐ３５ | 重点取組の参考指標であることを明確化 | **【重点取組１における参考指標】**「社会への扉」等の消費者教育教材を活用して消費者教育を実施した府内高校等の比率  **【重点取組２における参考指標】**市町村における消費者安全確保地域協議会等見守りネットワークの設置の比率 | 【参考指標】「社会への扉」等の消費者教育教材を活用して消費者教育を実施した府内高校等の比率  【参考指標】市町村における消費者安全確保地域協議会等見守りネットワークの設置の比率 |
| ③ | 第3章：消費者施策の方向性と展開  (２)持続可能な社会の形成に貢献する消費行動の推進  Ｐ４２ | エシカル消費の取組を追加 | 消費者フェアの実施（再掲）**（エシカル消費の推進含む）**【府民文化部】 | 消費者フェアの実施（再掲）【府民文化部】 |
| ④ | 第3章：消費者施策の方向性と展開  （３）高齢者、障がい者等への支援  Ｐ４２ | 特殊詐欺に対する取組の追加 | 消費生活相談件数や特殊詐欺認知件数において高齢者の占める割合が高い状況が続いています。障がい者についても、身体、知的、精神などの障がいによる様々な特性に乗じた悪質な事案も発生しています。こうした情報を収集し、適切な対応につなげていく必要があります。**特に特殊詐欺については、その撲滅に向けて、高齢者やその家族、地域等の防犯意識を高める啓発活動や地域ぐるみによる防犯活動に一層取り組んでいきます。** | 消費生活相談件数や特殊詐欺認知件数において高齢者の占める割合が高い状況が続いています。障がい者についても、身体、知的、精神などの障がいによる様々な特性に乗じた悪質な事案も発生しています。こうした情報を収集し、適切な対応につなげていく必要があります。 |
| ⑤ | 第3章：消費者施策の方向性と展開  [2]大学等における消費者教育  Ｐ４６ | 大学生等に対する消費者教育の充実の具体的取組を追加 | 府では、消費者教育・啓発に関するボランティア活動に積極的に参加し、同世代や年下の若者等に対する消費者教育の担い手となる「消費者教育学生リーダー」の育成を通じて、自立した判断能力を備え、人や社会、環境等に配慮した行動を取ることができる能力を備えた大学生等の育成に努めます。  **また、消費者教育コーディネーターの調整のもと、大学等の新入生ガイダンス等の場を活用した啓発の実施や府の出前講座の活用等を働きかけるなど、大学等における消費者教育を支援します。** | 府では、消費者教育・啓発に関するボランティア活動に積極的に参加し、同世代や年下の若者等に対する消費者教育の担い手となる「消費者教育学生リーダー」の育成を通じて、自立した判断能力を備え、人や社会、環境等に配慮した行動を取ることができる能力を備えた大学生等の育成に努めます。 |
| ⑥ | 第3章：消費者施策の方向性と展開  [3]地域における消費者教育  Ｐ４７ | 地域住民に対する消費者教育の充実に関する取組を追加 | 高齢者等に消費者被害についての情報提供等を行う消費のサポーターなど地域の住民が高齢者等を見守るネットワークの活用や、金融関係者、行政が参画した「金融広報委員会」と連携を図り金融に関する知識やトラブルの現状等に関する理解を深める取組、市町村単位での消費生活に関するイベント等への支援など、様々な人材・関係団体等と連携しながら地域における消費者教育の推進に努めます。  また、高等学校等を中退した生徒等への消費者教育の実施方策を検討する**とともに、大学等が行う府民を対象とした講座・セミナー等の地域貢献活動と連携し、地域住民向けの消費者教育の実施について検討します。** | 高齢者等に消費者被害についての情報提供等を行う消費のサポーターなど地域の住民が高齢者等を見守るネットワークの活用や、金融関係者、行政が参画した「金融広報委員会」と連携を図り金融に関する知識やトラブルの現状等に関する理解を深める取組、市町村単位での消費生活に関するイベント等への支援など、様々な人材・関係団体等と連携しながら地域における消費者教育の推進に努めます。  また、高等学校等を中退した生徒等への消費者教育の実施方策を検討します。 |
| ⑦ | 第3章：消費者施策の方向性と展開  [1]市町村消費生活相談員等の育成・資質向上等  Ｐ５１ | 市町村相談員の研修参加率の向上方策の検討を追加 | 市町村消費生活相談員等のスキルアップ・レベルアップを図るため、共同事例研究会を弁護士会と共同で行うほか、各種研修会を開催します。  **また、やむを得ず研修会への参加が困難な場合でも、後日研修内容を学ぶことができる方策について検討します。** | 市町村消費生活相談員等のスキルアップ・レベルアップを図るため、共同事例研究会を弁護士会と共同で行うほか、各種研修会を開催します。 |